

12—01 P U D T

審判官及び審判書記官の指定並びに指定変更通知

1. 特許庁長官は、特許（商標登録）異議の申立て、審判、再審及び判定事件について、その審理を担当する合議体を構成する審判官、及び審判書記官を指定しなければならない（特 § 71②、 § 116、 § 117、 § 137①、 § 144 の 2①、 § 174①～④、実 § 26、 § 41、 § 45、意 § 25②、 § 52、 § 58②～④、商 § 28②、 § 43 の 5、 § 43 の 5 の 2①、 § 56①、 § 61、 § 68④⑤）。
2. 当初指定又は指定の変更があったときはこれを通知しなければならない（特施規 § 40、 § 48②、 § 50 の 16、実施規 § 23⑨⑫、意施規 § 19⑤⑧、商施規 § 22④～⑥）
3. 査定系事件のときは、審理開始の前に一定期間（上申書の提出や面接を要請するための期間）を確保して氏名を通知する。ただし、補正を命じるときや早期審理の対象とするとき、指定商品・役務の補正等により拒絶査定の理由が解消されるときなど、氏名通知後直ちに審理することがある。
4. 当事者系事件及び異議申立事件のときは、答弁書等の手続を迅速に進めるため、審判請求書副本の送達等と併せて氏名を通知する。
5. 特許出願の拒絶査定不服審判事件が、前置審査に付されたときは、審判官及び審判書記官の指定は前置解除後に行う。
6. 参加人は除斥、忌避（→59—01）の申立てができる（特 § 140、 § 141①、 § 144 の 2⑤、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）。したがって、参加人の参加が許可されたのちに指定の変更があったときは、参加人にもこれを通知する。

(改訂 H27. 10)

12—04 P U D T

審判官の除斥・回避（前審関与）

1. 審判官指定（→12—01）に当たっては、特 § 139①各号（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68⑤）に定められた除斥の原因（→59—01）に該当する者は指定しない。
2. 除斥の原因の一つとして、特 § 139①六（実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68⑤）には、「審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したときは、その職務の執行から除斥される。」と規定されている。よって、拒絶査定不服審判事件につき、審判官が以下のいずれかに該当する場合には、指定しない。
 - (1) 特許
 - ア 拒絶査定前に
 - (ア) 拒絶理由を通知した審査官、審査官補
 - (イ) 拒絶査定をした審査官、審査官補
 - (ウ) 補正却下の決定をした審査官、審査官補
 - イ 前置審査で
 - (ア) 拒絶理由を通知した審査官、審査官補
 - (イ) 前置報告をした審査官、審査官補
 - (2) 意匠
 - 拒絶査定前に
 - (ア) 拒絶理由を通知した審査官、審査官補
 - (イ) 拒絶査定をした審査官、審査官補
 - (ウ) 補正却下の決定をした審査官、審査官補
 - (3) 商標
 - 拒絶査定前に

- (ア) 拒絶理由を通知した審査官、審査官補
- (イ) 拒絶査定をした審査官、審査官補
- (ウ) 補正却下の決定をした審査官、審査官補

3. 前記の法律上当然に除斥すべきもののほか、審判官の指定に当たっては除斥や忌避の原因（→59-01）に該当し得る場合を可及的に配慮し、以下の者は指定しないこととする。

(1) 無効審判

ア 特許

- (ア) 拒絶査定をした審査官、審査官補
- (イ) 特許査定をした審査官、審査官補
- (ウ) 拒絶理由を通知した審査官、審査官補
- (エ) 公告決定をした審査官、審査官補
- (オ) 前置報告をした審査官、審査官補

イ 意匠

- (ア) 拒絶査定をした審査官、審査官補
- (イ) 登録査定をした審査官、審査官補
- (ウ) 拒絶理由を通知した審査官、審査官補
- (エ) 補正却下の決定をした審査官、審査官補

ウ 商標

- (ア) 拒絶査定をした審査官、審査官補
- (イ) 登録査定をした審査官、審査官補
- (ウ) 拒絶理由を通知した審査官、審査官補

(2) 実用新案登録無効審判

実用新案技術評価書を作成した審査官、審査官

(3) 特許（商標登録）異議の申立て

ア 特許

- (ア) 拒絶査定をした審査官、審査官補
- (イ) 特許査定をした審査官、審査官補
- (ウ) 拒絶理由を通知した審査官、審査官補

(エ) 前置報告をした審査官、審査官補

イ 商標

(ア) 拒絶査定をした審査官、審査官補

(イ) 登録査定をした審査官、審査官補

(ウ) 拒絶理由を通知した審査官、審査官補

(4) 補正却下の決定不服審判

補正却下の決定の対象となった手続補正書に対して却下の決定をした審査官、審査官補

4. 前審関与としない例

(1) 単に所属長として決裁をした審査長、室長等

(2) 審査の際に（長官名による）手続補正を命じた審査官、審査官補

5. なお、以下については、前審関与には当たらないため、実質上の回避（→59—01）はしない。

(1) 同じ権利に対する複数の無効審判事件

(2) 同じ権利に対する特許（商標登録）異議申立事件と無効審判事件

(3) 同じ権利に対する無効審判事件と訂正審判事件

(4) 拒絶査定不服審判事件と当該事件で権利化された権利に対する無効審判事件

(5) 拒絶査定不服審判事件と当該事件で権利化された権利に対する特許（商標登録）異議申立事件

(6) 同じ権利に対する判定事件と他の事件

（改訂 H27. 10）